

# 確定申告書の早期提出について

茂原税務署

平成20年分の確定申告期間は平成21年2月16日～3月16日ですが、次のような場合で、平成20年分の所得税として源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、平成21年1月から税金の還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。

- 1 年末調整済の給与所得者が、医療費控除や住宅ローン控除などを受ける場合
- 2 公的年金を受給していて、それ以外に申告すべき所得がない場合  
(所得控除等の関係で、税金が還付される場合と納税となる場合があります。)
- 3 平成20年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

(※確定申告期間中(2月16日～3月16日)は税務署が大変混み合います)

茂原税務署では、平成21年1月5日(月)から、土・日・祝日を除き、申告相談と確定申告書の受付を行っています。

また、署外での申告相談と確定申告書の受付を次の日程で行います。

## ◎年金受給者のための申告指導相談

月 日	会 場	時 間
2月4日(水)・5日(木)・6日(金)	茂原市総合市民センター	9:30～12:00 13:00～16:00
2月9日(月)	勝 浦 市 役 所	【相談受付は15:00まで】

## ◎税理士による小規模納税者の方などのための無料申告相談

月 日	会 場	時 間
2月10日(火)	い す み 市 役 所	9:30～12:00 13:00～16:00
2月12日(木)・13日(金)	い す み 市 役 所 (岬庁舎)	【相談受付は15:00まで】

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で所得税・消費税の確定申告書が作成できます。

<http://www.nta.go.jp>

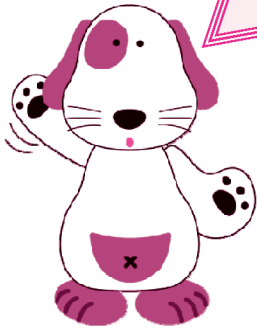
また、作成した申告書情報を利用して電子申告(e-Tax)することもできます。

平成20年分の所得税の申告を、本人の電子署名と電子証明書を利用して電子申告する場合、所得税額から5,000円(所得税額を限度)を控除することができます。(ただし、平成19年分に適用を受けた方は、平成20年分においては、その適用を受けることはできません。)

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

# 税務署からのお知らせ



平成20年11月4日(火)から、

## 税務相談の受付方法が 変わりました。

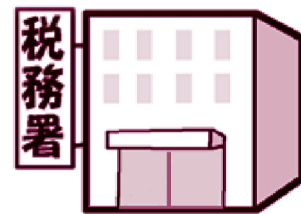
**税務相談を希望される方は、まず管轄する税務署へお電話を!**

税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しています。  
最初に、ご用件に応じて「1」番か「2」番を選択してください。

「1」番を選択すると電話相談センターへ



「2」番を選択すると税務署へ



国税に関する一般的な相談について、**税務相談室の職員**がお答えします。

引き続き次の番号をご案内しますので、ご相談の内容に応じて番号を選択してください。

- 「1」 所得税について
- 「2」 源泉徴収について
- 「3」 相続税・贈与税・譲渡所得について
- 「4」 法人税について
- 「5」 消費税・印紙税について
- 「6」 その他の相談について

具体的な書類の確認が必要なご相談や税務署からのお尋ねに関するお問い合わせなどは、税務署でお受けし、納税地を管轄する**税務署の職員**がお答えします。

なお、**面接相談**をご希望の方は、あらかじめ**ご予約**をお願いします。

○ 国税庁ホームページでは、税に関するさまざまな情報をご案内しています。詳しくは

国税庁

検索

